

第 7 章 計画の推進体制

(1) P D C A サイクルの活用

1. 本計画全体のP D C A サイクル体制

本計画で掲げられた、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のP D C A サイクルを活用して、本市の保険者機能を強化していくことが重要です。このため、2017(平成29)年度の介護保険法改正により、介護保険事業計画の目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされ、また実績評価については厚生労働大臣に報告することとされました。さらに、保険者機能強化の一環で、財政的インセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止の取組を支援するための交付金制度も導入されることとなっています。

このような状況の中で、本計画の目標が未達成、あるいは取組の進捗が遅れていた場合の改善策や目標の見直しなどを行うための、本計画の実効性を担保する計画全体のモニタリング機関として、また、以下に掲げる個別のP D C A サイクルの実施機関として、霧島市高齢者施策委員会を引き続き活用することとします。

2. 個別のP D C A サイクル体制

(1) 地域包括支援センター運営協議会

本市は、地域包括支援センター（以下、この項において「センター」という。）業務を霧島市社会福祉協議会に委託しています。センター業務を委託する場合は、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針や区域ごとの重点業務の方針などを含めた、センターの運営方針を市町村が示すこととされています。また、その運営方針を踏まえ、効果的かつ効率的な運営がなされているか等について、センター自らが、その取り組みを振り返る（自己評価）とともに、市町村が点検や評価（市町村評価）を定期的に行っていくように努めることとされています。

介護保険法において、センターは、市町村が設置した地域包括支援センター運営協議会（以下、この項において「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することと定められており、協議会は、市町村が示す運営方針に対して意見を述べ、また、市町村の点検・評価の方針に基づいて、必要な基準を作成した上で、事業内容を評価するものとされています。

以上を踏まえ、センターに新たに自己評価部会を設置し、運営方針、事業計画の進捗等の確認のために中間自己評価を実施するとともに、運営協議会において、市町村評価を実施することとします。

評価に向けたスケジュールの例

4月	市が運営方針を作成。 センターが事業計画を作成。 市とセンターが共同で評価基準（案）の作成。
5月	運営協議会の開催 ・運営方針、事業計画及び評価基準の確認 支所設置法人連絡会の開催 ・運営方針、事業計画及び評価基準の説明
10月	センター（自己評価部会）が評価基準に基づき自己評価（中間評価） 運営協議会の開催 ・中間評価の報告 支所設置法人連絡会の開催 ・中間評価の報告
翌年4月	センター自己評価（最終評価） 市が市町村評価（案）の作成
5月	運営協議会の開催 ・前年度の事業報告を踏まえ、市町村評価の確定

センターの人員体制については、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士及び主任居宅介護支援専門員の3職種を各1名ずつ配置することになっています。

現在、霧島市は1つのセンターが、10の日常生活圏域を支所と連携して担当する形となっています。2017(平成29)年10月末現在で、第1号被保険者が32,749人であり、3職種それぞれ最低6名の配置が必要となります。

また、センターは要支援1、2の方に対する介護予防支援を作成する指定介護予防支援事業所としての機能も持ち、センターが行うこととされている介護予防ケアマネジメントと併せて、取り組まなければなりません。介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの量が2020年度で1ヶ月あたり、1,660件と見込まれています。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、センター業務が適切に実施されるよう、運営協議会での評価に基づき、センターに必要な職員体制を検討し確保する事が重要とされています。これらの業務量の見込みに応じた体制の確保に取り組みます。

また、市の運営方針を設置者である社会福祉協議会のみならず支所設置法人に伝達するため、センター設置者である社会福祉協議会、支所設置法人に加え、設置責任者である市も含めた協定書を締結するとともに、地域包括支援センター設置法人連絡会（仮称）を設けます。

(2) 地域密着型サービス運営委員会

介護保険法第78条の2第7項に規定する、地域密着型サービス事業者の指定又は不指定を行う場合の介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるための取り組みとして、地域密着型サービスの運営に関する委員会(以下、「地域密着型サービス運営委員会」という。)を設置する取り組みを行うことが国から示されています。

地域密着型サービス運営委員会は、①地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき、②地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、意見を述べるほか、③地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議することとされています。

本市では、本計画に基づく、地域密着型サービスの新たな指定を行う際の審査、法改正等に伴う、地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の確認及び、事業所実地指導の状況報告を行い、地域密着型サービスの適切な運営に努めています。

(3) 第1層協議体

地域支援事業実施要綱において、生活支援体制整備のための定期的な情報の共有、連携強化の場として「協議体」を設置することが定められています。協議体には、市全体を対象とした第1層協議体と、各日常生活圏域を対象とした第2層協議体があります。

このうち、第2層協議体については設置済みで、日常生活圏域ごとの地域資源の情報共有や関係者のネットワーク化が進められています。今後は、必要に応じて、第2層協議体の取り組みをさらにきめ細かに進めていきます。

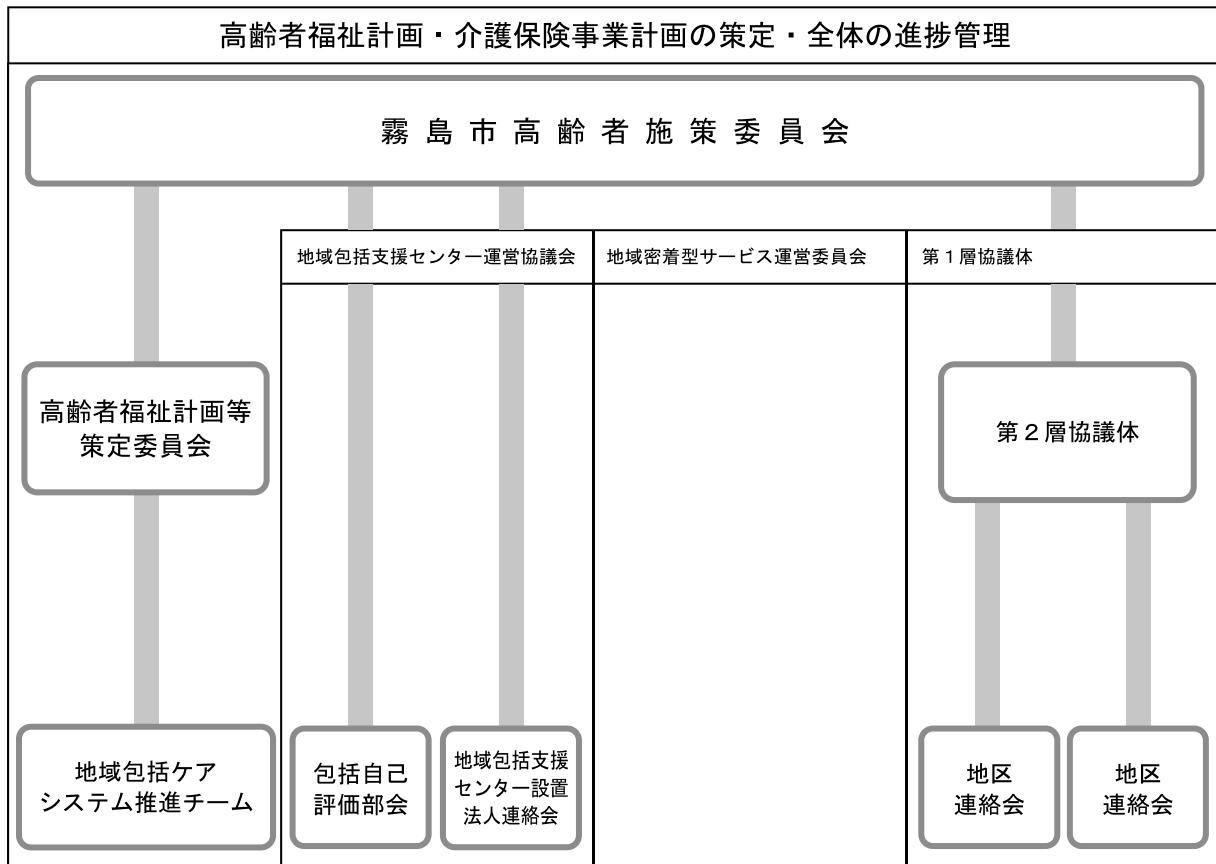
第1層協議体では、第2層協議体の取り組みを集約し、地域ニーズの把握及び企画立案、方針策定の場として生活支援等サービスの体制整備の取組を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた府内体制について

地域包括ケアシステム構築の推進に向けては、高齢者福祉部門のみならず、障害部門、保健医療担当部門はもちろん、住宅担当部門、労働担当部門、地域振興担当部門、農林水産担当部門、教育担当部門、防災担当部門等と連携することができる府内体制を整備していく必要があります。

そのため、計画策定にあたっての検討機関として、府内の部長級で構成する霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会の下に、実務担当レベルの地域包括ケアシステム推進チームを設置し、毎年度の計画の進捗確認及び、新たな課題等への対応を行い、府内一丸となった地域包括ケアシステムの構築を推進します。

<図表 No. 137 P D C A 体制図>



(3) 情報の公表・共有について

1. 関係者間の情報共有

地域包括支援センター、ライフサポートワーカー、介護支援専門員や各サービス事業者が、多様なサービスを行う者と連携して適切なサービスの提供につなげることができるよう、インターネットを使った地域資源情報の見える化に取り組み、フォーマルサービスのみならず、インフォーマルサービスについての情報共有を図ります。

2. 市民への情報提供・公表

本計画の内容や各事業について、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

地域包括支援センターの情報を厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、地域住民等に向けて公表していきます。